

修正番号単価の算定 【NTT東日本】

(1) R3. 7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A東 - B東 - C東 = D東)

A東	B東	C東	D東
徴収すべき負担金総額	前年度過不足額	R3.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	R3.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
<ul style="list-style-type: none"> ●補てん対象額 3,963,296,648円 + ●支援機関事務費 26,391,872円 = 合計 3,989,688,520円 	-	<ul style="list-style-type: none"> ①R3.1月分 438,285,714円 ②R3.2~6月分 (予测算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 2,198,261,158円 (1.78484228円 × 1,231,627,681番号) 	=
	-		=
	-		1,675,272,783円

(2) 合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、R3. 7~12月の間で徴収すべき総額(D東とD西の合計額)で除する。($F \times D東 \div D = NTT東日本修正番号単価$)

F 合算 番号単価	×	D東 R3.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D (D東+D西) R3.7~12月(算定月)の間 で徴収すべき見込額の総額
3円		1,675,272,783円		2,837,608,409円

= 1.77114585 円

修正番号単価の算定 【NTT西日本】

(1) R3. 7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A西 - B西 - C西 = D西)

A西 徴収すべき 負担金総額	B西 前年度 過不足額	C西 R3.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D西 R3.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
●補てん対象額 2,698,294,743円 + ●支援機関事務費 17,968,135円 = 合計 2,716,262,878円	-	① R3.1月分 298,394,022円 ② R3.2~6月分 (予測算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 1,496,621,885円 (1.21515772円 × 1,231,627,681番号)	-
	-		=
	-241,088,655円		=
			1,162,335,626円

(2) 合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、R3. 7~12月の間で徴収すべき総額 (D東とD西の合計額) で除する。 (F × D西 ÷ D = NTT西日本修正番号単価)

F 合算 番号単価	×	D西 R3.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D (D東+D西) R3.7~12月(算定月)の間 で徴収すべき見込額の総額
3円		1,162,335,626円		2,837,608,409円

= 1. 22885415 円